

平成29年7月九州北部豪雨を踏まえた 市の取り組みと支援について



福岡県朝倉市復興推進室

令和2年3月21日

朝倉市の概要

- 市制施行 平成18年3月20日
甘木市、朝倉郡朝倉町・杷木町が合併し、「朝倉市」となる。
- 人口 52,820人
- 高齢化率 34.0%
- 世帯数 21,464世帯
- 面積 246.71 km²
- 地区コミュニティ 17地区

(令和元年12月末現在)

朝倉市



復興計画の策定

朝倉市復興計画基本方針

※「復旧・復興ハンドブック」（内閣府／平成28年3月）を参考に作成

【復興の基本理念】

本市の復興に向けた基本理念は次のとおりです。この理念に基づき、復興計画を策定します。

(1) すまいと暮らしの再建

被災者の生活再建のための住宅、福祉、医療、教育、雇用などを総合的に支援するとともに、「すべてのひとにやさしい、快適で安心して暮らせる」まちづくりを進めます。

(2) 安全な地域づくり

今回の災害の教訓を踏まえ、河川整備、砂防・治山等の安全対策を実施するとともに、自助・共助・公助による地域防災力の向上、コミュニティ強化等、ハード事業とソフト事業の両面において「市民の命を守る、災害に強い」まちづくりを進めます。

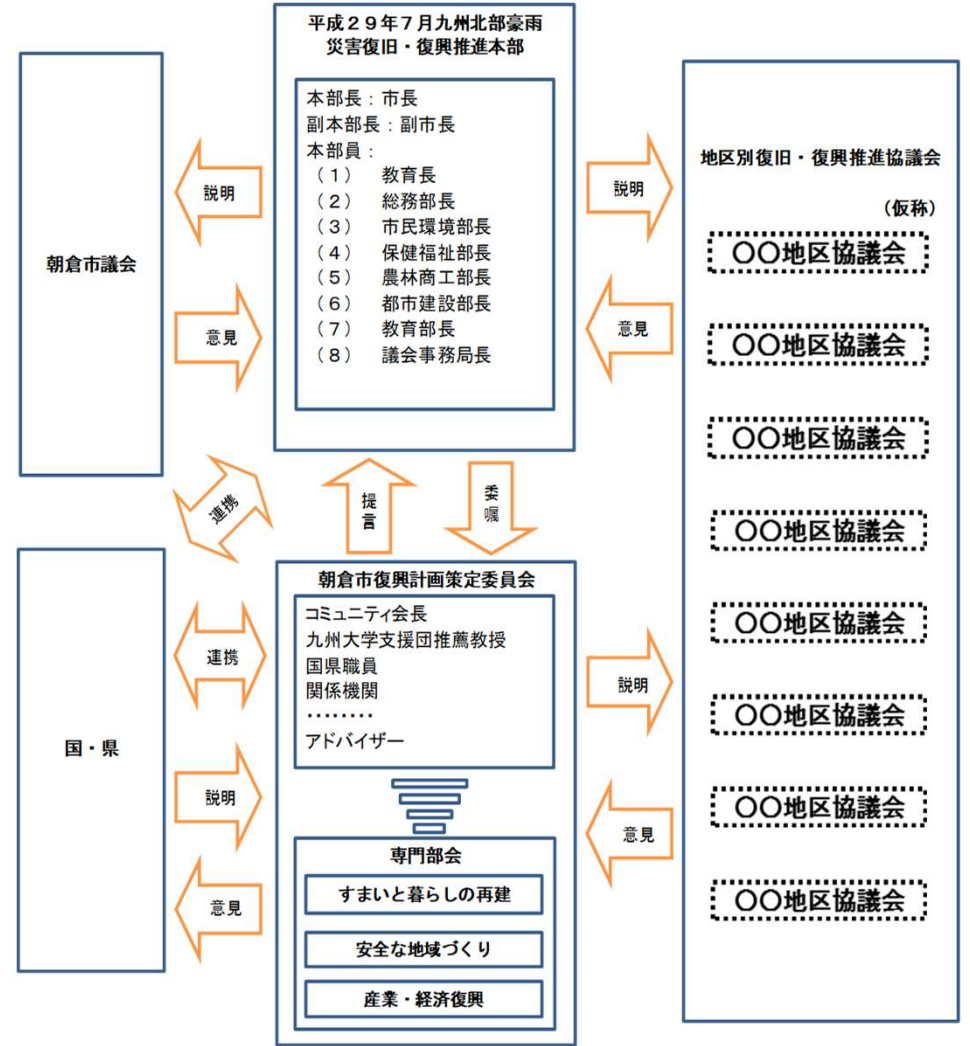
(3) 産業・経済復興

甚大な被害を受けた農業、林業、商業、工業等のあらゆる分野の産業復興に向けた取り組みを支援し、地域経済の活力を早期に取り戻すことで「働く場のある」まちづくりを進めます。

スケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
①復旧期	■			▶▶▶	▶▶▶	▶▶▶				
②再生期	■	■	■	■				▶▶		
③発展期	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

組織体制図



朝倉市復興計画



今回の災害を乗り越え、これからも山・水・土を大切に、人々と共に生きる朝倉づくりを進めていこうという思いを込めました。

基本施策イメージ図



出水期二災害防止対策（河川）

応急復旧の取組状況

- ・埋塞土砂や流木の撤去、大型土のうの設置等の応急対策を実施。
- ・市管理河川の施工中の一部区間を除き、被災前の断面を確保。

（対策前）



（対策後）



赤谷川（東林田地区）

災害復旧事業の状況（道路）

応急復旧の取組状況

早期復旧を進めるとともに、道路等への土砂流出を防止するための仮設防護柵や大型土のうの設置、不安定土砂の撤去、崩壊法面へのブルーシート対策工事等を実施。

（対策前）



（対策後）



県道塔ノ瀬十文字小郡線（佐田）

出水期二次災害防止対策（砂防）

土砂・流木の撤去、大型土のうや遊砂地、強靱ワイヤネットの設置、崩壊法面へのブルーシート対策工事等を実施（54箇所）。

（対策前）



（対策後）



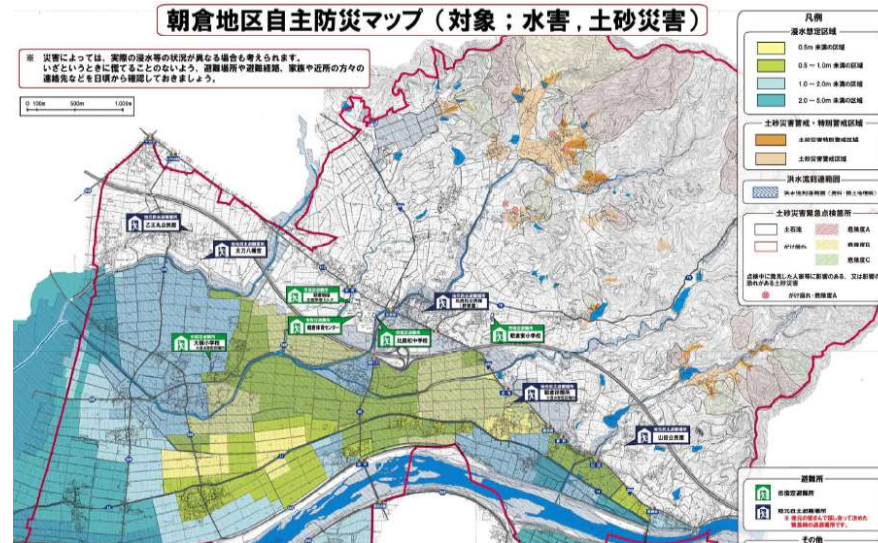
乙石川（杷木松末）

遊砂地

出水期二次災害防止対策（主なソフト対策（自主防災マップ見直し版の作製））

■ 自主防災マップ見直し版の作製(被災大8地区)

- ① 自主防災マップ(平成26年度までに作製済)
- ② 「平成29年7月九州北部豪雨に伴う被害状況判読図」(国土地理院)
洪水流到達範囲
- ③ 土砂災害危険箇所の緊急点検結果(福岡県砂防課)
- ④ ①をベースとして②③を反映した地図を作製
- ⑤ 自主防災組織に提供し、避難場所や避難経路の設定など地域の意見を反映し、あわせて避難訓練等にも活用する。



出水期二次災害防止対策（主なソフト対策（避難情報放送の変更））

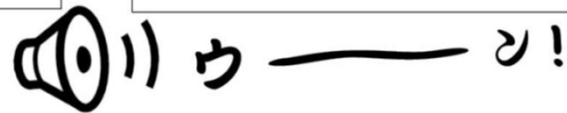
- 避難情報放送の変更
防災行政無線による避難勧告等時にサイレン吹鳴へ変更

避難情報の放送が変わります

雷や豪雨時には、防災行政無線の音声聞き取りにくいことがあるため、次のように緊急度に応じた使い分けを行います。特に緊急性の高い「避難勧告」や「避難指示」では、サイレンを鳴らします。

避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
「チャイム音」→「音声放送」 →「チャイム音」	「サイレン 30 秒」→「無音 10 秒」 →「サイレン 30 秒」→「音声放送」	「サイレン 30 秒」→「無音 10 秒」 →「サイレン 30 秒」→「無音 10 秒」 →「サイレン 30 秒」→「音声放送」

※火災時のサイレンは、現行のとおり「サイレン 10 秒」
→「無音 2 秒」を 5 回繰り返します。



出水期二次災害防止対策 (主なソフト対策 (避難基準の見直し))

出水期対策プロジェクトチームから **避難基準を見直しました**

市では、危険度別に市内をエリア分けし、大雨に関する一定の警報が出れば、すぐに「避難勧告」「避難指示」を出すことにします。

■対象エリア

- ・ 杷木地域全域 (松末地区、杷木地区、久喜宮地区、志波地区)
- ・ 朝倉地域の朝倉地区、宮野地区
- ・ 甘木地域の高木地区、三奈木地区の荷原区

大雨または洪水の警報が発表されれば、「避難勧告」を発令することにします

対象エリアでは、次のとおり変わります

大雨に関する情報	—	大雨注意報 洪水注意報	大雨警報 (土砂災害) 洪水警報	土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	
土砂災害警戒判定メッシュ情報 洪水警報の危険度分布	今後の情報等に 留意	注意	警戒	非常に危険	極めて危険
見直し後	避難準備情報・ 高齢者等避難開始		避難勧告	避難指示 (緊急)	

※対象エリアでは、「大雨警報」または「洪水警報」が発表されれば「避難勧告」、「土砂災害警戒情報」または「記録的短時間大雨情報」が発表されれば「避難指示 (緊急)」を発令することにします。

早めの避難を心がけましょう。

今、朝倉市は、復旧・復興への取り組みを進めています。
全ての世代の方が、そして、次のまたその次の世代の方々が、安心して暮らすことができる・住みたい・住み続けたいと感じられる災害に強く魅力ある「ふるさと朝倉」を取り戻します。

復興スローガン

「元気ばい！朝倉 」

ご静聴ありがとうございました。